ニューズレター Newsletter

Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターをお届け致しております。 当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定 (2016 年 10 月 14 日付け政令第 143/2016/ND-CP)

| Page 1/2 |

2017年2月No.VNM_003

1. 外国資本の職業訓練機関(以下「職業訓練機関」という。)の設立に関する規制

ベトナムの適用法上、職業訓練機関が、職業教育サービスを提供するにあたり、以下に掲げる証明書及び決定書を申請し、取得しなければならない。

- a. 投資法及び企業法に基づく職業訓練機関設立のための投資登録証明書及び営業登録証明書(該当する場合)(以下「**投資登録証明書等**」という。)
- b. 職業訓練機関の設立に関する許可を与える決定書(以下「**設立許可決定書**」という。)
- c. 職業訓練機関の運営登録証明書(以下「**運営証明書**」という。)

先の職業教育法の施行細則である 2015 年 5 月 15 日付け政令第 48/2015/ND-CP 号(以下「政令 48」という。)は、職業訓練機関の投資登録証明書等に関する要件について規定しているが、設立許可決定の要件については、既に投資登録証明書等を取得していること等を規定するも、詳細を規定していなかった。この点、2016 年 10 月 14 日付け政令第 143/2016/ND-CP 号(以下「政令 143」という。)は、ベトナムの職業教育分野の投資環境をより透明性のあるものとするために支援することを目的とし、以下のように職業訓練機関の設立許可決定の要件につき詳細を規定する。さらに後述のように職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件、関連手続の担当官庁についても規定する。

2. 設立許可決定書の取得要件

政令 143 に基づき、設立許可決定書は、以下の要件を条件として職業訓練機関に付与される。

- a. 職業訓練機関に設立計画があること。
- b. 職業訓練機関の設立がベトナムにおける職業教育機関のネットワーク に適合していること。
- c. 職業訓練機関設立のための土地利用権価額を除いた最低投資資本が、職業教育センター、職業訓練学校及び短期大学の場合に、それぞれ50億ドン、500億ドン及び1,000億ドンであること。
- d. 年間の最低学生数が、職業教育センターの初等訓練につき 150 名、職業訓練学校の中等訓練につき 250 名及び短期大学の高等及び中等訓練につき 500 名であること。
- e. 職業訓練機関の施設が所在する土地の最少面積が、職業教育センター、職業訓練学校及び短期大学の場合に、それぞれ $1,000 \,\mathrm{m}^2$ 、 $20,000 \,\mathrm{m}^2$ 及び $50,000 \,\mathrm{m}^2$ でなければならない。
- f. 職業訓練機関は、法律に従い、施設及び設備、職業教育プログラム及び 教員に関する法定の要件を充足しなければならない。









2017年2月 No.VNM 003

3. 職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件

設立許可決定書の取得要件とは別に、政令 143 は、職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件についても定めている。これによると、 職業訓練機関の分割、分離及び合併は、以下の要件に従う。

- a. 社会経済開発及び職業訓練機関のネットワークに関連する承認区別に適合すること。
- b. 学生、教員、講師、理事及び従業員の利益を確保すること。
- c. 職業訓練の質及び効率性の向上に資すること。
- d. 分割、分離及び合併後、新設の職業訓練機関は、上記職業訓練機関の設立許可決定書の取得要件をすべて充足しなければならない。

4. 設立許可決定書の発行、職業訓練機関の分割、分離及び合併許可の担当官庁

政令 143 は、短期大学の設立許可決定書の発行、分割、分離及び合併に関する担当官庁を労働傷病兵社会省と規定する。また、職業教育 センター及び職業訓練学校については、これらにつき人民委員会の委員長が権限を有する。



Contacts

Hanoi



Profile

上東 亘 (アソシエイト)

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から 約2年間、名古屋大学大学院法学研究科特任講師と してハノイ法科大学で教鞭をとりました。2015年 3月より APAC のハノイオフィスに出向しています。 ベトナムでは、登録外国弁護士として、クロスボー ダー法務、M&A、一般企業法務、労働法務、紛争 解決等の分野で幅広く活躍しています。

Ho Chi Minh City



View **Profile**

グエン・ティ・クウィン・ザオ (コンサルタント) 2006年にベトナム社会主義共和国弁護士として 登録してから 10 年にわたりベトナム法実務に 携わってきました。外資系企業のベトナム進出や 事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、 不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で 幅広く活躍しています。

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない

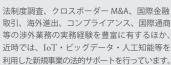
Tokyo



Profile

> View

鈴木 由里 (パートナー)



Tokyo



二本松 裕子 (パートナー) 第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、 インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等 を担当しています。

> View **Profile**

Tokyo



> View

Profile

戸松 夏子 (アソシェイト)

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに 出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー 法務、M&A、一般企業法務、倒產処理、労働事件等 の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、 現在は東京から日系企業のベトナム進出支援を サポートしています。

Tokyo



Profile

三浦 康晴 (アソシエイト) 東京弁護士会

前職では日系企業の東南アジア・ロシアといった 新興国地域への進出支援に携った経験を有します。 A&S 入所後も、ベトナムプラクティスメンバーと して、東京から日系企業のベトナム現地における 様々な案件に取り組んでいます。



[お問合せ先] **aandsvietnam@aplaw.jp**

> View About | Vietnam Practice

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は 著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(「渥美坂井」)の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこの ニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズ レターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。 2

@ Atsumi & Sakai 2017